

ポイント 1

意思表示

種 類	当 事 者 間	対 第 三 者
詐 欺 ※ 1	取り消すことができる	取消し前の善意の第三者に対抗できない (取消し後は第三者の善意悪意を問わず 対抗問題)
強 迫 ※ 1	取り消すことができる	取消し前の善意の第三者にも対抗できる (取消し後は第三者の善意悪意を問わず 対抗問題)
心 裡 留 保	原則 有効	
	例外 無効 相手方が 悪意 又は 有過失 の場合	善意の第三者に対抗できない
通謀虚偽表示	無効	善意の第三者に対抗できない
錯 誤 ※ 2	無効 (① 要素に錯誤 ② 表意者に重過失なし)	善意の第三者にも 対抗できる

※ 1 **第三者の詐欺**の場合は、相手方が**悪意**のときにのみ取り消すことができるが、**第三者の強迫**の場合は相手方が**善意**でも取り消すことができる。

※ 2 **動機の錯誤**については原則として有効だが、動機が**明示**又は**黙示**に意思表示の内容として**表示**され、それが要素の錯誤に関するときには**無効**となる。また、錯誤無効は表意者を保護するための制度だから、原則として**表意者の意思に反して**相手方や第三者が**無効主張をすることはできない**。しかし、第三者に**債権保全の必要**があり、**表意者が要素の錯誤を認めている**ときは、表意者に無効主張の意思がなくとも、第三者は**無効主張をすることができる**。